

令和5年度大磯町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度大磯町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,232,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月13日提出

大磯町長 池田 東一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 国庫支出金	
	2 国庫補助金
7 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳入	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
625,992	511	626,503
113,958	511	114,469
511,039	512	511,551
479,977	512	480,489
3,231,369	1,023	3,232,392

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
70,962	1,023	71,985
44,490	1,023	45,513
3,231,369	1,023	3,232,392

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕	令和5年度から令和6年度まで	令和6年4月1日から契約の履行を必要とする業務〔※契約の履行期間が1年(12か月)以内の契約業務〕にかかる金額